

千葉県で看護職として働きたい、あなたを応援する制度です！



千葉県保健師等修学資金の 申し込みを検討しているみなさまへ

○千葉県内で働く看護職を増やすために、県がお金を出す制度です。

この制度は、保健師・助産師・看護師又は准看護師の養成施設（学校・養成所）に在学する方で、将来千葉県内で看護師等の業務に従事しようとする方に対し、学資を貸し付けることにより、千葉県内における看護師等の確保及び質の向上に資することを目的としています。

特段の事情がある場合を除き、貸付を受けたすべての方が、5年間、千葉県内で働き、返還が免除されることを基本とした制度であることをご理解ください。

○修学資金は貸付金です。手続きなしで返還猶予や免除にはなりません。

貸付期間が満了したとき（原則として卒業したとき）に返還義務が生じますが、返還猶予申請を行うことで、返還免除要件に沿った勤務の規定の期間（5年間）、返還を猶予します。返還免除要件を満たさない場合は返還が必要となります。

（出産、育児、介護、看護、病気など、やむを得ない事情により就業を一時中断することが可能な場合がありますが、必ず県への手続きが必要です。）

※以下の場合、返還免除の要件に該当しません！（速やかに返還していただきます。）

- ・県外で働く（人事異動も不可）・看護職以外に就職する・看護職資格取得以外で進学する
- ・仕事を辞めて1か月以内に就職しない・語学留学する・退職して専業主婦（夫）になる

○在学中・就業中も、決められた手続きがあります。

期限までに報告や届出をしていないと、本当に条件に沿って就業しているか確認できないので、やむなく返還を求めることとなります。

- ・毎年4月末までに→現況報告書 ・転職した→就業変更届
- ・転居した、姓が変わった→氏名（住所）変更届

その他義務の詳細は県HP参照

「各種手続きについて（令和2年度以降に貸付けが始まった方向け）」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryuu/ishi/kangoshi/shikin/tetsuduki2.html>



貸付けの申請をする際には、
制度の内容を十分にご確認ください。